

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

オーストラリア法改正について

2012年4月15日に法改正が認可され、2013年4月15日以降に審査請求するものについては、特許性の判断基準がより厳しい法律が適用されることになりました。

- 進歩性判断の基準となる先行技術文献が、これまでは「当業者が確認し、理解し、関連するとみなしたであろう文献」に限られていましたが、その要件が削除され、全ての先行技術文献が対象となります。また、共通一般知識に関しても、これまでは「オーストラリア国内のもの」に限られていましたが、オーストラリア国内外のもの」に拡大されます（特許法第7条(2)(3)(4)）。
- 開示要件について、発明を「十分に説明する」から「当業者が実施できる程度に明確かつ完全に開示する」に改正されました（特許法第40条(2)(a)）。また、クレームの要件は「明細書記載事項に正当に基づいていること」から「明細書記載事項にサポートされていること」に改正されました（特許法第40条(3)）。

上記の法改正のうち、開示要件については、日本国出願を基礎とするオーストラリア出願の場合、既に改正後の要件を十分に充足するものであり、影響はないものと考えられます。一方、進歩性に関しては、現行の審査よりも特許取得が厳しくなることが予測されます。

以上のことより、現地代理人は、既に係属中の出願については、2013年4月15日より前に審査請求を完了させることを勧めています。また、オーストラリアに国内移行予定のPCT出願がある場合には、早期に移行手続を行い、2013年4月15日より前に審査請求を完了させるという対応が考えられます。

文責：外国G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2012年8月27日

笠井中根国際特許事務所